

被害者参加の拡充諮問

法相 公判前整理 同席など論点

平口洋法相は15日、法制「公判前整理手続き」への審議会（法相の諮問機関） 被害者同席の可否などが論の総会で、犯罪被害者や遺 点になる。争点絞り込みや族の刑事手続き参加の拡充 証拠整理といった手続きへを諮問した。刑事裁判の 関与を希望する被害者、

の対象事件拡大もテーマとなる。殺人事件や傷害事件に限定せず、ストーリー規制法違反事件なども加えるかどうか検討する。対象に追加されない事件の被害者から不満が出る可能性があり、線引きが焦点になる。現行の刑事訴訟法には公判前整理手続きへの被害者の関与に関する明確な規定がなく、法務省によると、被害者や遺族が同席した例はほぼないとみられる。一方、否認事件を中心に公判前整理手続きは長期化傾向にあり、起訴から初公判まで数年かかるケースもある。手続きに被害者や遺族が参加すれば、複雑化し、さらに長期化する可能性がある。法制審ではこのほか、被害者のプライバシーに配慮した公判傍聴の在り方や、

立証 遺族は蚊帳の外

刑事手続きへの被害者の参加拡充に向けた議論が始まった。15日、平口洋法相が法制審議会（法相の諮問機関）に刑事訴訟法などの見直しを諮問。主要論点は公判前整理手続きへの同席の是非だ。争点や証拠が過度に絞り込まれた事例もあり、遺族からは「思うようにな立証をしてもうえなかった」と不満が漏れる。ただ「蚊帳の外」にいた被害者を「中」に入れることには課題も多く「小さな一歩から始めるべきだ」との意見が聞かれた。

▼ストーリー

公判前整理手続きは、2005年施行の改正刑事訴訟法に盛り込まれ、裁判員裁判事件では必ず行われる手続きだ。「一から十まで真実を明らかにするのが裁判だと思っていたが、違った」。強盗殺人事件でさようだいを失った男性がこう振り返る。

公判前整理手続きに被害者が参加することの主な懸念
検察官と被告側が対等な立場で主張し合う「当事者主義」の原則に反する
公判前整理手続きがさらに長期化する
争点整理が複雑化する

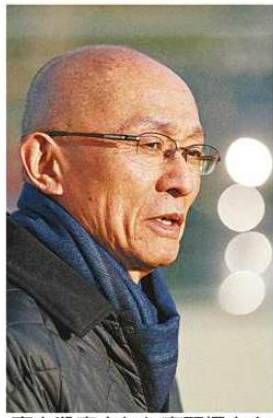
男性は「検察官や裁判所が考えるストーリーが初公判前に完成し、全員が無期懲役というゴールに向かっていた。遺族は蚊帳の外だった」と振り返る。法制審に対し「被害者や遺族の視

点を取り入れて」と訴えた。▼当事者主義 1999年に名古屋市のアパートで妻（当時32）を殺害された高羽悟さん（69）は「公判前に参加することで納得できる遺族もいると思う」と話す。今年3月、高羽さんの同級生だった女（69）が起訴された。「出るか出ないかは遺族が判断できた方がいい」と語った。

ある法務省幹部は「遺族への丁寧な説明は重要だ」とした上で、例えば遺族の求めに応じて交通死亡事故に「危険運転」を適用しようとする、手続きが複雑化し、時間がかかると説明する。

全国被害者支援ネットワーク理事長の椎橋隆幸・中央大名教授（刑法）は「被害者が関与したいと思うのは当然だ」と強調する一方、被害者参加は検察官と被告側が対等な当事者として主張し合う「当事者主義」に反するとの意見もあると指摘。その上で、被害者が手続きに加わり、仮に

告訴・告発の規定の明確化も論点となる見通しだ。政府が3月に閣議決定した「第5次犯罪被害者等基本計画」に被害者との関与拡充が盛り込まれていた。会議の冒頭、平口法相のあいさつを代読した三谷英弘法務副大臣は「基本計画の趣旨に鑑み、規律の在り方について速やかに審議に着手していただきたい」と述べた。



妻を殺害された高羽悟さん = 3月、名古屋市港区で

高羽さん「参加することで納得」

公判前整理手続きのたびに担当検事に要望を伝えていたが、十分に聞き入れられなかった。知らないうちに争点が計画性の有無に絞られ込まれ、裁判員への配慮なのか、重要証拠と考えて

近畿大の辻本典央教授（刑法）は「公判前が2年も3年も続けば、疑問に思う被害者も出てくる」とし、そうした不安は公判前整理手続きを傍聴することで解消される可能性がある」と指摘。「大幅な変更ではなく、小さな一歩から始めるのも手ではないか」と話した。